

ホームページも  
ご覧ください!

ビジネスフレンドのバックナンバーも  
ご覧いただけます。

<http://ootemae.co.jp/>

# BUSINESS FRIEND 2015 09

## Contents

- 特集  
マイナンバー制度と企業における実務対応 3
- お客様お仕事紹介  
株式会社マックス 代表取締役 大野 範子様 10

## ごあいさつ

---

つい最近まで強烈な猛暑の日々が続いていたのに、急に秋の風を感じるようになってきました。まさに日本の四季ですね。皆さんお変わりありませんか？

今秋、我が国の社会制度においてはマイナンバー制度やストレスチェック制度といったものがスタートします。そして、これから年末調整の業務への本格的な取り組みに向かう中、弊所では多くの方々の特定個人情報をお預かりすることとなります。

弊所では、これまでも、業務処理端末をインターネットから分離していることや、情報書類の整理整頓をはじめとした管理・保管什器の整備・充実など高いレベルを目指した個人情報の管理に努めてまいりました。

また、今年の事務所の拡張工事にあたっては、法令指針に沿った物理的安全管理措置の一環として、訪問客の皆様にお立ち入り戴くスペースと情報管理区域との分離といった大規模なハードウェア環境の整備にも取り組んでまいりました。が、いよいよマイナンバー制度がスタートするにあたり、より一層の所員の教育・監督といった人的安全管理措置や、技術的安全管理措置の指針に基づく情報管理措置の徹底を図り、これまで以上に皆様に安心・安全をお届けできる事務所であらねばなりません。

そのため、今年度はISO27001の取得を目標に掲げてきました。1年かけて、さらなる情報セキュリティの構築、社内研修に取り組み、本年度中に認証を受けることができる見込みとなっています。

今般のマイナンバー制度の実施にあたっては、会計事務所や税理士事務所をはじめ、我々のような不特定多数の個人情報を取り扱う仕事に携わる者にとっては一大事であり、場合によっては事業の存続の危機にも至りかねないハイリスクを抱えることとなります。しかしながら、そうした状況をピンチと捉えるのではなく、より自分達にとっても有益かつ必要な変革の機会と考え、情報セキュリティには徹底した管理をしていきたいと考えています。

加えて、弊所では、今秋4人の新しいメンバーを増員する予定です。弊所の目標である『顧客満足ナンバーワン社労士事務所』を目指すなかで、現在、正直なところ人的パワー不足が生じており、少なからず皆様にご不便をおかけしているであろうということへの反省と、今以上の充実した顧客サービスを徹底するためでもあります。

当初は新しいメンバーが訪問する機会も増え、至らないところも多々出てくるかと思いますが、しっかり大手前イズムを注入してまいりますので、何卒どうぞ宜しくお願い致します。

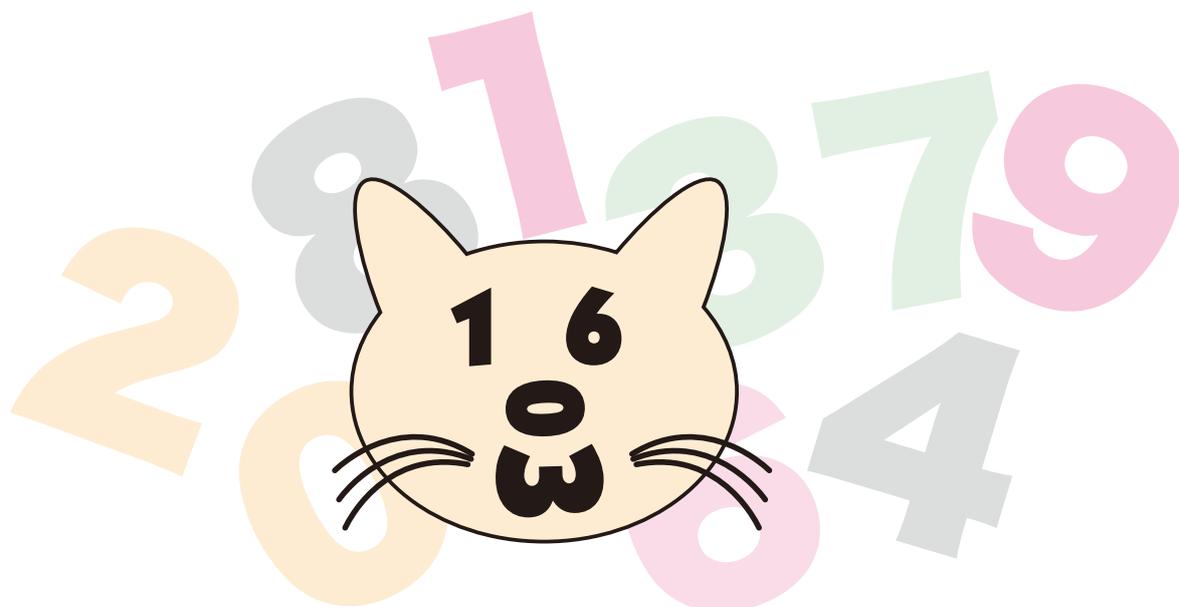
社会保険労務士法人 大手前総合労務管理事務所  
代表社員 太田 恵子

特集

# マイナンバー制度と 企業における実務対応

いよいよマイナンバーの利用開始が近づいてまいりました。

今回は、来年1月より全国民に利用が開始される「マイナンバー制度」について、制度の概要と企業における実務対応について、誌面の許す限り詳しくご紹介したいと思います。とはいえ残念ながら9月現在、利用開始が目前に迫っているにも関わらず、具体的内容についてまだ情報が不十分なところが往々にしてあるのが現状です。従って、現時点で分かっている内容については本誌でなるべく詳しくお伝えし、未だ未確定の部分については詳細が分かり次第、弊所発行の「大手前通信」や、次号「ビジネスフレンド」で適宜お伝えしてまいりたいと考えておりますので、今回は主に「制度の概要と想定しうる実務対応」についてその概略をご紹介させていただきます。



## はじめに

本制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月24日成立・同31日公布）」という長くてわかりにくい名称の法律が根拠となっている制度ですが、公募により「マイナンバー法」という親しみやすい名称がつけられ、現在はこちらの名称で世間全般的に浸透しています。

「マイナンバー」は、住民票をもつすべての国民に対して12ケタの個人番号（マイナンバー）が、今年10月5日以降、「通知カード」と呼ばれる書面にて、10月5日現在住民票のある住所地の世帯主宛に世帯人数分が簡易書留にて配布され、来年1月よりこの番号を用いて社会保障、税務などの各種手続きにおいて具体的利用が開始されることになっています。

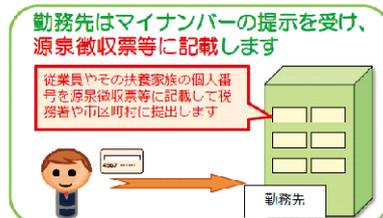
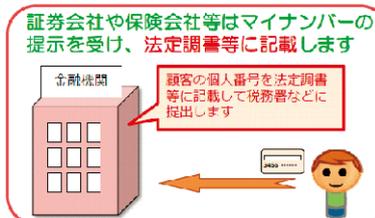
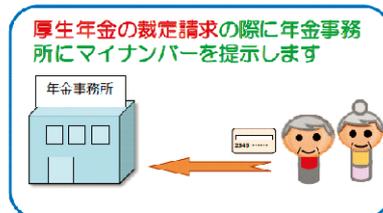
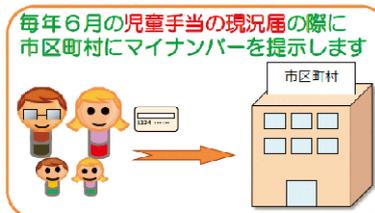
なお、外国人労働者も、住民基本台帳法の適用対象（かつての外国人登録制度は2012年に廃止）となっていることから、マイナンバーの対象となります。また、海外赴任者は、住民票を日本国内に残しておくことと住民税の支払い義務が生じることから通常は除票をしているため、こういったケースでは、本年10月の時点ではマイナンバーの通知はされず、帰国後に新たに付番されることとなります。（但し、10月時点では国内に住民票を有しており一旦マイナンバーを付番された人が10月以降海外赴任のため除票した場合は、帰国後は10月に付番されたマイナンバーを再び使用することとなります。）

# 1 マイナンバー制度の概要

まずは、「マイナンバーとは何か」についてご説明します。

マイナンバー制度の目的は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）を構築することです。

具体的には、縦割り行政（各省庁・役所の情報連携がとれていない）にマイナンバーによる紐づけという横串を刺すことにより、複数の業務において行政機関や地方公共団体などの連携を推し進めることにより、作業の重複などの無駄を軽減することで行政を効率化し、また、国民が様々な行政手続き（児童手当や年金裁定請求等）を行う際の各種添付書類（年金加入状況の証明や戸籍抄本や住民票、所得証明等）を削減し、役所をたらい回しにされるような現状を改善、国民の負担を軽減し、国民の利便性を向上させることを目指しています。そして、マイナンバー制度の最たる目的は、国民の所得や他の行政サービスの受給状況（年金や失業給付・傷病手当金・労災給付・生活保護等の様々な受給状況等）を把握することで、税や保険料の負担を不当に免れ、あるいは生活保護の不正受給といったことを防止し、「公平・公正な社会を実現」することにあります。わかりやすく言うと、不正な税金・保険料逃れと各種給付の不正受給をチェックすることで、税・保険料収入をアップし、また、不正受給による不必要な金銭の流出を防ぐことが制度導入の一番の目的、といえるのではないのでしょうか。



マイナンバー制度利用場面（例） 出典/内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」

上記のように、マイナンバーは行政手続きの際に行政機関に提示するだけでなく、例えばお給料を受けとる勤務先で社会保険の手続きや源泉徴収票等の作成事務のため、又は証券会社や生命保険会社の法定調書作成事務等のため、民間企業へ告知する必要があります。

## 目指すのは、世界最高水準の電子政府？！

さて、この制度の概略を聞いて、「以前同じように国から個人に番号がふられたことがあったよな？あれは一体どうなったのだろう？」と思われる方も多いのではないのでしょうか。そうなんです。以前導入された「住民基本台帳システム」、いわゆる「住基ネット」といわれるシステムですが、今では記憶の断片に残ってはいるものの、日常生活においてはすっかりその存在、名称すら忘れ去って生活している、という方が大半ではないのでしょうか。すっかり影を潜めてしまった「住基ネット」ですが、実は今も存在はしています。約20年前の導入当時、導入にあたっては非常に多くの物議をかもし、多くの国民の懸念や不安の声、反対がある中スタートした「住基ネット」ですが、実際に導入してみると、あまり利便性がよくないことから、日常生活の中でほとんど利用されていないのが現状です。

今回のマイナンバーも、法施行当初から最近まで、「以前の『住基ネット』のように、先細りするのでは?!」あるいは「本当に導入できるの?」、と危ぶまれていましたが、いよいよ番号の通知まで残すところわずかとなりました。

ここでははっきりと断言しておきたいのですが、マイナンバーは以前の「住基ネット」のときとは「政府の本気度」が違います。従って、その導入と運用の開始は間違いなく行われることでしょう。そのように言うと、「住基ネット」は本気ではなかったのか、という話になってしまうそうですが、もちろん、それなりに本気ではあったと思います。しかし、今から振り返ると、構想が「甘かった」と言わざるを得ない、あるいは20年も前でインターネットの普及も今日のように浸透していない時代の話ですから、まだ「時代」がそういう時代ではなかった（早すぎた）のかもしれませんが、住基ネットが導入されてから今日までの約20年の間に、世界も大きく変化しました。今や、多くの主要先進国がこの「個人番号制度」というものを導入しています。アメリカ（社会保障番号制度）はもちろん、ドイツ（納税者番号制度）、フランス（住民登録番号制度）、スウェーデン（個人番号制度）、デンマーク（国民登録制度）、韓国（住民登録制度）、シンガポール（国民登録制度）といった国々です。

そして非常におもしろいことに、現在、世界でもトップレベルの水準といわれる韓国の住民登録制度（いわゆる「マイナンバー制度」）は、

その構想は日本の「住基ネット」構想を主に参考に導入したもの、と言われており、言わば日本で構想されたシステムが、実際に韓国で実現・運用され、そして今回、その韓国の「個人番号制度」を日本が大いに参考にし、我が国に逆輸入という形で導入しようとしていると言われています。皮肉なことに、構想段階では諸外国と比べて先をいていた日本ですが、実際の導入では主要先進国に置いてきぼりを食らい、番号制度においては日本は「後進国」というのが現状です。ですが、このように導入が遅れた分、各国の様々な事例（成功例や失敗例、問題点など）を十分参考にしながら制度導入を検討できるという利点があることは大きなメリットとも言えるので、必ずしも悲観する必要はなく、是非十分な検討と検証を重ね、安心・安全、かつ効率的なものとして円滑な導入・運用を実現してほしいものです。

さて、住基ネットとマイナンバー制度との違いに話は戻りますが、住基ネットが市町村の責任で独自に執り行うもので多様な行政の連携が実現できない（縦割り行政において他の省庁との連携が測れない）等の理由から十分な普及ができなかったのに対し、マイナンバーは、住民票コードを基本にした「縦割り行政を横断する統一番号」として、各省庁をとりまとめる内閣府が頭となって推し進める法律を根拠とした制度ですので、いわば、縦割り行政に横串を入れるようなものだとイメージしてください。

そして、今回の「マイナンバー制度」でキーポイントとなっているのは、検討が進められている世界最高水準の電子政府構想です。現在、各省庁がそれぞれに国民に対して番号を付番し、管理している番号（例えば、市町村事務は住民票コード、厚生労働省管轄の年金事務は基礎年金番号、健康保険事務は健康保険記号番号、雇用保険事務は雇用保険番号、陸運局管轄の運転免許証は免許証番号といったような様々な番号）が全て1つの番号によるワンストップ処理が行われるようになるのは時間の問題と言われており、制度導入後の2018年には預貯金口座もこのマイナンバーに紐づけされる構想となっています（2018年当初は任意。2021年から強制の予定）。

従って、短期的には単純に手間が増えますが、中長期的には手間が減る可能性が極めて高いといえるでしょう。

※「住基ネット」は今回のマイナンバー制度に統合される予定です。

## 当面のマイナンバー利用について

今回のマイナンバー制度導入に当たり、長いレンジで見ると前ページでお伝えしたように、「世界最高水準の電子政府構想」「1つの番号によるワンストップ処理」という将来ビジョンがあることから、いずれは民間利用も含め大変複雑、かつ広範囲での利用が見据えられた制度ではあるのですが、当面は下図のとおり、法律で定められた主に「社会保障（年金・労働・医療・福祉）」、「税」、「災害対策」の3つの分野においてのみ限定的に利用されることになっています。番号の不正な収集・利用・漏えい等を行った場合は、重いもので「4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又はその両方」といった罰則が適用されます。

### 社会保障

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

### 税

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など

### 災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

- マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で、法律で定められた行政手続きにのみ利用されます。
- 平成28年1月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続きなどで申請書にマイナンバーの記載が求められます。また平成29年1月からは国の機関、7月からは地方公共団体での情報連携が開始され、申請の際の証明書の添付が省略できるケースが出てくるなど、国民の負担軽減・利便性向上が進められます。
- 平成31年以降は、利用範囲の見直しが行われ、他の行政分野や民間利用が行われる見込みとなっています。

## 法人番号について

なお今回、個人には1人1番号のマイナンバーが付番されますが、同様に企業にも13ケタの「法人番号」という1法人1番号が付番されることになっており、今後、様々な社会保険・税関係の帳票には法人番号も記載することになっています。個人のマイナンバーが各市区町村から住民票住所地へ郵送されるのに対し、この法人番号は10月5日以降、国税局より登記上の住所地宛に法人番号の通知が郵送されますので、登記上の住所が本社所在地と異なる場合は注意が必要です。なお、1法人1番号ですので、支店等は番号を付番されません。また、個人事業主には法人番号が付番されることはなく、個人事業主本人のマイナンバーを使用することになっています。なお、法人番号はマイナンバーとは異なり、番号が一般公開され、民間利用も利用制限がなく自由とされているので、今後様々な形で利用が広まる可能性があります。

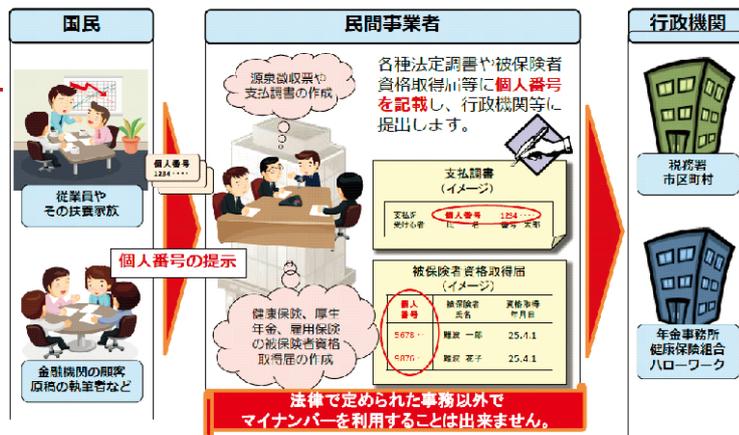
法人番号と個人番号（マイナンバー）比較表

	法人番号	個人番号(マイナンバー)
管轄	国税庁	総務省・市区町村
桁数	13桁予定(すべて数字)	12桁予定(すべて数字)
対象	設立登記された全法人	住民票を有する全国民
送付場所	登記上の住所地	住民票の住所地
番号の公開	公開(ホームページ等で提供)	非公開(厳重取扱い)
利用制限	無	有(社会保障・税・災害)
利用開始	2016年1月申告書提出分より利用開始	2016年1月より利用開始
番号変更	原則不可	原則不可

## 2 企業における実務対応

### マイナンバー制度で民間企業が当面求められる対応

民間企業が当面、マイナンバーを扱って行う具体的な事務手続きとしては、例えば、「源泉徴収票の作成事務（平成28年度分より）」「雇用保険被保険者資格取得届・喪失届の作成事務（平成28年1月よりスタート）」「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届の作成事務（平成29年1月よりスタート予定）」といった業務や、従業員が「雇用保険の育児休業給付・高齢雇用継続給付」、「健康保険の傷病手当金」や「労災保険の休業補償給付」といった各種給付申請手続き時の書類にマイナンバーを記載するといった事項があげられます。



出典/内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」

### 税務関係のマイナンバー対応

税務関係では、平成28年1月1日以降の年度分より、申告書・法定調書等の提出にあたり、マイナンバーの記載が必要となります。

例えば、従業員の給与に関わる「扶養控除申告書」、年末調整時に提出する「配偶者特別控除申告書兼保険料控除申告書」や「源泉徴収票」、「報酬・料金等の支払調書」の様式が変わる予定で、源泉徴収票には新たに「法人番号」、「従業員の個人番号」及び「扶養家族の個人番号」の記載が追加になり、現在のA6サイズからA5サイズ（倍の大きさ）に変更になる予定です。

現時点で、新様式は国税庁HPで紹介されていますが、今後まだレイアウトの調整などが行われる可能性があります。

### 雇用保険関係のマイナンバー対応

雇用保険関係では、平成28年1月1日提出分より、以下の書類等にマイナンバー記載欄が追加されます。

- 雇用保険被保険者資格取得届
- 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
- 雇用保険被保険者離職票
- 高齢雇用継続給付受給資格確認票
- 高齢雇用継続給付支給申請書
- 育児休業給付受給資格確認票
- 育児休業給付金支給申請書
- 介護休業給付金支給申請書
- 教育訓練給付金支給申請書
- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- 日雇労働被保険者資格取得届
- 未支給失業等給付請求書 など

### 健康保険・厚生年金保険関係のマイナンバー対応

社会保険関係では、平成29年1月1日提出分より、以下の書類等にマイナンバー記載欄が追加される予定です。

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- 健康保険被扶養者（異動）届/国民年金第3号被保険者関係届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（新規・延長）/終了届
- 健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届 など

### 3 人事労務担当者の実務

こうした法律で定められた手続きを行うため、本制度導入と共に、企業は勤務する従業員全員及びその扶養家族のマイナンバーを従業員より収集し、また今後は収集したマイナンバーを漏えいすることのないよう責任をもって大切に保管・管理し、必要な際に必要な手続きにおいてマイナンバーを記載（利用）し、そして必要がなくなった段階で適切な廃棄方法で廃棄をする、という一連の業務が増えることとなります。

そのため、平成28年1月1日以降、入社する社員のマイナンバーの収集業務はもちろんですが、一旦平成28年1月1日時点で在籍する従業員全員及びその扶養家族のマイナンバーの収集作業を行わなければなりません。

「マイナンバー制度が開始したら金庫やパーティションを購入しなけ

ればならない」といった話も聞きますが、必ずしも金庫やパーティションを購入しなければならないわけではなく、必要なのは収集した従業員のマイナンバーが漏れることのないよう、きちんと保管・管理しなければならない、そのためには場合によっては従業員のマイナンバーが容易にマイナンバー事務取扱担当者以外の他人の目に触れることのないよう、パーティションで区切る必要や、鍵付のロッカーや引き出しにマイナンバーが記載された書類を保管する必要がある、というふうに認識していただければ自ずと自社に必要な措置が見えてくるのではないのでしょうか。

#### 安全管理措置

今回、最も企業の実務担当者の頭を悩ませている問題が、組織として適切な安全管理措置を行うための実務における対応です。特に従業員数が100人を超える事業所では、マイナンバーの運用管理にあたって、情報漏えいや不正対策として非常に高いレベルの安全管理措置を講じることが求められています。（従業員数100人以下の中小規模事業者については、高い水準の安全管理措置を求めることは現実的には難しいため、特例が設けられています。）

以下、人事労務担当者が今後行わなければならない安全管理措置について、ご紹介します。



安全管理措置対応は、具体的には上記の①～⑥の事項が求められています。

以下、それぞれについて簡単にご紹介します。

#### ①基本方針の策定

まずは、特定個人情報等の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むため、「基本方針」を策定し、従業員に周知徹底を図ることが重要です。基本方針に定める項目としては、次に掲げる4つの項目が挙げられます。

- (1) 事業者の名称
- (2) 関係法令・ガイドライン等の遵守
- (3) 安全管理措置に関する事項
- (4) 質問及び苦情処理の窓口等

以下に策定例をご紹介します。

#### 特定個人情報についての基本方針

2016年1月  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役〇〇〇〇

1. 事業所の名称 株式会社〇〇〇〇
2. 関係法令・ガイドライン等の遵守  
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および関係法令等を遵守して運用をします。
3. 安全管理措置に関する事項  
特定個人情報の安全管理措置については、「特定個人情報取扱規程」にて明確化しています。
4. 質問及び苦情処理等の窓口  
特定個人情報の取り扱いに関する質問及び苦情、その他に関しては、以下宛にご連絡ください。

担当部門：人事総務部（担当者：人事総務部長〇〇）  
電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
電子メール：××××××××××××××.com

#### ②取扱規程等の策定

次に、企業として、マイナンバーを取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲、事務取扱担当者の明確化を行った上で事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取り扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。取扱規程等は、以下に掲げる5つの管理段階ごとに、取り扱い方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられます。

- (1) 取得する段階
- (2) 利用を行う段階
- (3) 保存する段階
- (4) 提供を行う段階
- (5) 削除・廃棄を行う段階

なお、取扱規程はいわゆる、社内におけるマイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いに関するルールブックですので、具体的な事項を詳細に定める必要がありますが、まだ未確定部分も多く、行政からはガイドラインが示されているのみで、具体的規程例等の例示が現時点ではないため、世間一般的に未だ暗中模索中といった状況のように感じます。

右の表は③～⑥の4つの安全管理措置について、その概略を簡単にまとめたものをご紹介します。

	安全管理措置の内容	中小規模事業者における対応方法（従業員数100人以下の事業所）
③ 組織的 安全管理措置	a 組織体制の整備 ⇒安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。 ・事務における責任者の設置及び責任の明確化 ・事務取扱担当者の明確化及びその役割の明確化 ・事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化 ・情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から責任者等への報告連絡体制 ・特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化	○事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。
	b 取扱規程等に基づく運用 ⇒取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。 ・特定個人情報ファイルの利用・出力・削除・廃棄記録、書類・媒体等の持出しの記録など	○特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
	c 取扱状況を確認する手段の整備 ⇒特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 ・取扱状況を確認するための記録等としては、次に掲げるものが挙げられる。 ※特定個人情報ファイルの種類、名称、責任者、取扱部署、利用目的、削除・廃棄状況など	○特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。
	d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 ⇒情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。	○情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。
	e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し ⇒特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。 ・特定個人情報等の取扱状況について定期的に自主点検又は監査を実施する。	○責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的な点検を行う。
④ 人的 安全管理措置	a 事務取扱担当者の監督 ⇒事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。	○同左
	b 事務取扱担当者の教育 ⇒事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。 ・特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業員に定期的な研修等を行う。 ・特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むことが考えられる。	○同左
⑤ 物理的 安全管理措置	a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 ⇒特定個人情報等の情報漏えい等防止のために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域及び取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限、ICカード等による入退室管理システム設置等	○同左
	b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ⇒管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。	○同左
	c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 ⇒特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。 ・特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。	○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
	d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄 ⇒個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄し、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。 ・特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合は焼却又は溶解等、電子媒体等を廃棄する場合は専用のデータ削除ソフトの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。	○特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。
⑥ 技術的 安全管理措置	a アクセス制御 ⇒情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。	○特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
	b アクセス者の識別と認証 ⇒特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。 ・事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等が考えられる。	○特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
	c 外部からの不正アクセス等の防止 ⇒情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。 ・情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。 ・情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。	
	d 情報漏えい等の防止 ⇒特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における ・情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。 ・通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。 ・情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。	

## 廃棄の方法

併せて重要なのは「廃棄の方法」です。法定保存期間経過後については、以下のような方法でマイナンバーを破棄することが求められています。

1. 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。
2. 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。
3. 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
4. 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する。
5. 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管手続を定める。

## 従業員対応

ここからは、人事労務担当者が今後行わなければならない従業員対応について、ご紹介します。

### ①従業員へのアナウンス

まずは従業員からマイナンバー収集に先立ち、9月中旬に、従業員へマイナンバーについてのアナウンスをしておくことが、マイナンバー収集作業をスムーズに行うためには必須でしょう。

以下に従業員へのアナウンス文面例をご紹介しますので、ご参照ください。

従業員の皆さまへ

マイナンバーに関するお願い

マイナンバーは、今年（平成27年）10月5日以降に、マイナンバーが記載された通知カードが、市区町村から、住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。来年（平成28年）1月から社会保障や税の分野での利用が始まります。これにより、会社として、皆さまやご家族のマイナンバーを給与所得の源泉徴収票などに記載するために、皆さまやご家族の個人番号を届け出てもらう必要があります。

そこで、皆さまには以下の事項についてくれぐれもご留意いただければ幸いです。

記

1. 住民票の住所とお住まいの住所が一致していない場合は、今年の10月5日までに一致させてください。
2. 皆さまやご家族の通知カードは、捨てたり、なくしたりしないようしっかりと保管してください。
3. 皆さま・ご家族の個人番号の当社への提供にご協力ください。
4. 個人番号カード（顔写真付き身分証明書）は通知カードと一緒に送付されてくる交付申請書を返信用封筒で送付することにより、平成28年1月以降、市区町村の窓口で無償により取得することができるので、是非申請してください。
5. 個人番号が漏えいしてしまった恐れがある場合は、市区町村の窓口申請をすることにより変更することができます。番号が変更になった場合には、遅滞なくその旨を届け出てください。

会社がまとめて一括申請する方法が検討されています！

従業員が継続的に雇用されている間は、様々な書類にマイナンバーの記載や入力が必要となるため、管理をしなければなりません。退職をした従業員のマイナンバーを長期間に亘って期間を定めずに保管をすることは、情報漏えいや不正利用の懸念があることから廃棄が求められます。

退職をしてすぐに廃棄をすることは、他の関連法令との関係もあることから、法律に基づいた一定期間の保存は認められています。

例えば健康保険では、「健康保険被保険者資格取得・喪失届」の保存期間が2年間と定められており、雇用保険については、雇用保険被保険者資格関係書類の保存期間が4年間と決まっていますが、給与計算業務で使用する「扶養控除申告書」の保存期間は関連法令で7年間と定められていることから、マイナンバーは少なくとも7年間保存することが必要となります。

### ②就業規則の改定

また、マイナンバーの運用方法は、内閣府の定めるガイドラインにおいて周知することが求められているため、掲示板への掲示でもよいのですが、弊所では就業規則において定める方法をお奨めしています。以下に就業規則記載例をご紹介します。（現時点での策定案ですので、今後文面を変更する可能性があります）

マイナンバーの利用目的の通知に係る就業規則規定例

第〇条（マイナンバーの通知）

従業員は、採用時、会社の指定する期日までに本人及び扶養家族のマイナンバーを間違いないよう正確に会社に通知しなければならない。採用後、次条の手続きに必要なときも同様とする。また、既存の社員においても、マイナンバー制度の実施にあたり、法令の定めに基づき、会社への必要な情報の提出を正確に行うこと。

2. 会社は、従業員（採用内定者で採用手続きに必要な場合を含む）に対して、身分確認のために写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）の提示を求めることがあり、提示を求められた従業員は速やかに会社の求めに応じなければならない。
3. 従業員が扶養家族を有し、扶養対象家族のマイナンバーを会社に通知するにあたっては、間違いないよう確実に確認をし、また、虚偽の報告をしてはならない。

第〇条（マイナンバーの利用）

会社は、従業員及び扶養対象家族のマイナンバーについて、「マイナンバー法」の定めるところより、以下の手続きに利用する。

- (1) 所得税法等の税務関連の届出事務のため。
- (2) 社会保険関係の届出事務のため。
- (3) 労働保険関係の届出事務のため。
- (4) 上記に付随する行政機関への届出事務のため。

なお、マイナンバーを含む「特定個人情報」の故意の漏洩には、重い罰則規定があり、会社も安全管理義務を問われることから、情報漏えいに関する罰則規定も追記が必要です。

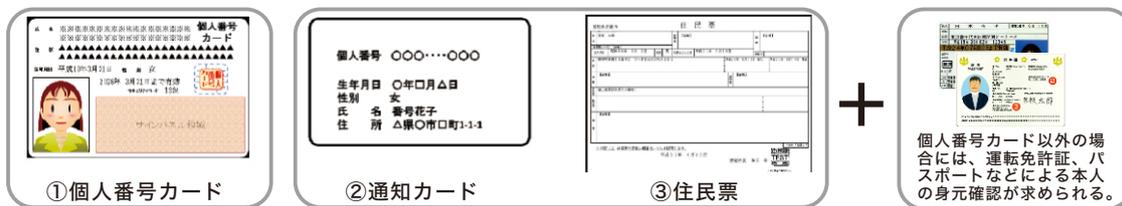
## 従業員からの回収の時期及び流れ

こうした準備をした上で、いよいよ従業員からマイナンバーを回収するのですが、回収の時期については、原則は制度が始まる2016年1月からとなりますが、通知がなされた10月以降は回収することも可能とされていますので、実務的には、年末調整の書類や来年度の「扶養控除申告書」の回収時期に合わせてマイナンバーの回収作業を行うことが最も効率的でしょう。

なお、マイナンバーの収集にあたっては、マイナンバーが他の従業員や外部へ漏れることがないよう、企業は組織的、人的、物理的、技

術的安全管理措置を図らなければならないとされており、これらについてはP6・P7でご紹介した通りです。

さて、実際に従業員からマイナンバーを収集する際に重要なのは、成りすまし防止のため、「厳格な本人確認」を行うことが企業に求められています。本人確認とは、(1)番号が正しい番号であることの確認(番号確認)と、(2)手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要であり、これらを行うためには、次の方法による確認が必要となります。



本人の身元確認書類の例

1. 写真付きの身分証明書  
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳、在留カードまたは特別永住者証明書など
2. 写真付きの身分証明書の提示が困難な場合は2点以上の書類で確認  
a. 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童福祉手当証書、特別自動扶養手当証書  
b. 官公署などから発行・発給された書類その他のもので個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(氏名・生年月日または住所が記載されているもの)

①写真入りの「個人番号カード」の提示があれば、「個人番号カード」のみでその両方を行うことができますが、番号の確認が、②「通知カード」又は③「番号付きの住民票(平成28年1月1日以降発行可能)」の場合は、身元確認のため、原則、「運転免許証」又は「パスポート」等写真付きの公的な身分証明書類で本人の確認を行うこととされています。なお、写真付きの身分証明書類の提示が困難な場合は、「健康保険証と年金手帳」など、2種類以上の書類で確認を行います。

※既に雇用関係にある在職中の社員など、人違いでないことが明らかと認めるときは、身元確認書類は必要ない、とされていることから、既存従業員のマイナンバー収集の際は「通知カード」のみで確認を行うことが可能ですが、新規に雇い入れた際は「身元確認」が必要とな

ります。

なお、扶養親族のマイナンバー取得にあたっては、本人が扶養家族の身元確認を行うことから、提出を受ける会社が扶養家族の身元確認までは行う必要がないとされています。(但し、国民年金第3号被保険者の届け出は、従業員が第3号である配偶者の代理人として手続きを行う、あるいは従業員が会社から配偶者からのマイナンバー提供と本人確認事務を委託された、と解釈し、行います。)

また、出向者や転籍者については、原則として再度マイナンバーを出向(転籍)先に提出してもらうこととなりますが、出向(転籍)元と出向(転籍)先との間で、個人番号事務委託契約を締結している場合等は、直接特定個人情報を提供することも認められています。

## その他企業に求められる事前対応策

その他、企業に求められる事前対応策について考えてみましょう。

### ①システム対応

今後のマイナンバーの管理にあたっては、情報流出の防止および法定保存期間を経過した後の破棄の対応を考えれば、紙ではなくシステムで情報を一元管理し、適切なアクセス制限を設定していくことが不可欠となります。

自社で各種システムを構築している場合は、今後、帳票(源泉徴収票など)のレイアウトが変更になることから、その見直しも必要となります。

### ②従業員教育

マイナンバーの取扱に関する教育、取扱規程の周知などの実施は当然として、そもそも情報保護・管理に関するルールの整備および教育を実施することが求められます。

### 【従業員教育で取り上げるテーマ例】

- ①マイナンバーとはどのようなものか
- ②マイナンバーの取り扱いに関する社内ルール
- ③マイナンバーが利用されるケース
- ④マイナンバーなどの個人情報が流出した場合のリスク
- ⑤マイナンバーに関するルール違反があった場合の懲戒処分の内容等

まずは人事、総務、経理、システムなど各部門の実務メンバーによる部門横断対策プロジェクトを結成し、業務の洗い出しから社内体制を構築することが不可欠です。残された時間は既に少なくなっています。マイナンバーの導入は短期的には大きな負担になりますが、中長期的には業務の効率化に繋がることが期待されます。このタイミングで業務の見直しを行い、電子申請の活用など、生産性の高いホワイトカラーの業務革新の契機としていただければいかがでしょうか。

## おわりに

以上、今回の特集記事はいつもよりボリュームをアップしてマイナンバーについて誌面の許す限り詳細をご説明させていただきました。いかがでしたでしょうか?現時点におけるマイナンバーの対応準備状況は、企業によってまちまちです。特に中小企業においては、既に制度導入に向けて十分な対応を行っている企業様もあれば、現時点でほとんど手つかず、という企業様も珍しくはありません。実際、最近までは具体的事項が往々にしてまだ決定していなかったこともあり、弊社でもマイナンバー制度の概要やスケジュールについて顧問先様にご説明する際、6月頃までは「現時点でできることは、まずはどういう制度かという認識を深めていただき、具体的にどういった作業が必要になってくるかを想定し、それに向けた準備をしていただくこと、そ

して秋ごろのシステム改修(バージョンアップ)に向けて必要な費用(お金)の準備をしておいてください。」とお伝えしておりました。7月頃からより制度開始が目前に迫ったこともあり、システム会社もシステムの改修にある程度目処が立ったようで、システム会社による仔細の説明会等が一斉に増え、いよいよ具体的に動かなければ対応が間に合わない、という時期にきています。「まだほぼ手つかず」、という企業様も、今ならまだなんとか間に合います!!本特集記事が少しでも皆様のマイナンバーに関する理解を深める手助けとなり、制度開始にあたってのスムーズな導入と運用を図っていただくための一助になれば大変幸いです。

# 顧問先お仕事紹介

今回は、創業1905年と歴史のある石鹸メーカーである株式会社マックス 代表取締役社長 大野 範子様にお話を伺いました。



「お客様の悩みをバスルームから解決する」が事業コンセプトです！

株式会社マックス 代表取締役 **大野 範子様**

## 会社PROFILE

創業:1950年 資本金:2,500万円 従業員:80名  
事業内容:一般化粧石けん・特殊高級化粧石けん・贈答用化粧石けん・薬用石けん(医薬部外品)・液体石けん(ボディソープ)・キャラクター化粧石けん・業務用化粧石けん・入浴剤(医薬部外品)・液体洗淨料(シャンプー・リンス)などの製造・企画・販売。  
■本社:〒581-0084 大阪府八尾市植松町2丁目9番29号  
拠点:東京支店、奈良物流倉庫、奈良工場

## ■創業110年企業

石鹸が人類史に登場したのは、はるか昔、メソポタミア文明にまでさかのぼります。そしてその石鹸が日本にもたらされたのは戦国時代。その後、広く普及しはじめたのは、さらに時を経た明治維新以降であり、その当時に創業した石鹸製造メーカーが下支えしてきました。創業1905年の株式会社マックスは、そうした近代日本の石鹸作りの黎明期を築いた企業のひとつであり、1872年創業の資生堂、1887年創業の花王といった企業と同じ時代に生まれた会社です。創業者は、現社長大野範子の曾祖父である小川竹治郎。海運により、石鹸の原材料である油を入手し易い立地から、当時の大阪市西成郡今宮村(現在の大阪市西成区今宮)の地に、1,000平方メートルの敷地に500平方メートルの工場及び居宅を建設し、「小川石鹸製作所」という社名で株式会社マックスの歴史がスタートしました。その後、昭和20年3月の大阪大空襲で工場・事業所は全焼。昭和22年10月、先代の遺志を受け継いだ2代目社長の小川佐小蔵が焼け跡を整備して石鹸工場を再建。昭和32年11月には、創業以来50余年を過ごした西成から、現在の八尾市へと本社及び工場を移転、と、浮き沈みの激しい時代の荒波を乗り越えてきました。そして、昭和51年(1976年)、当時の売れ筋商品であった「マックス」という名前を、そのまま社名として採用して、平成17年(2005年)には創業100周年を迎え、現在に至っています。

## ■ニーズやコンセプトの変化

第二次世界大戦の戦前から戦後の日本はまだ不衛生であり、世の中が貧しく薬を買うお金もないといった世情の中で、石鹸は、お客様を清潔にして、病気の予防に役立つという使命がありました。しかしながら、その後、日本の生活環境はどんどん改善・向上され、近年、日本は世界一清潔な国であると言っても過言ではなくなりました。また、「人々の生活を清潔

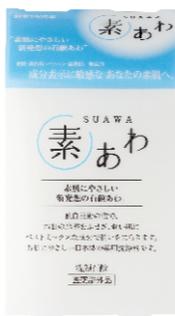
にする」といった言わばインフラ的な石鹸の使命は、中国やマレーシアから入ってくる安い石鹸が担えるようになり、石鹸作りに携わってきた日本企業には、そうした時代のニーズの変化への対応が求められ、それに応じることが出来ない石鹸メーカーの多くが廃業を余儀なくされました。そして、企業の存続、さらには発展のため、資生堂が化粧品に、花王が洗剤や家庭用品へと主力商品をシフトさせる中、マックスは初心一徹、こだわりを持って石鹸作りに携ってきました。とは言い、そのコンセプトは変化してきました。「日々人々の暮らしを清潔に、そして安らぎと潤いのあるものにする」という思いは、やがて「人の心を洗う石鹸づくり」といった経営理念となり、そして今、より具体的で直接的な「お客様の悩みをバスルームから解決する」というコンセプトを中心としたモノづくりへと昇華してきているのです。

## ■「お客様の悩み解決」のための取り組み

「お客様の悩み」と一言でいっても、十人十色、様々なものがあり、何から何まで対応できるものではありません。そこで、当社では、「臭いに対するお悩みを解決する商品のご提供」と「肌トラブルを解決する商品のご提供」という2つの悩みにフォーカスを当てており、以下にそれぞれの取り組みの内容をご紹介します。

### 【臭いに対するお悩みを解決する商品のご提供】

当社がご提供する「デオドラント商品」は、「お祖父ちゃんと孫が仲良くなった」、「入院しているお祖父ちゃんやお祖母ちゃんの臭いが気になり病院に行きたくないと言っていた子供が訪問するようになった」、「娘が父親のフトンで昼寝をするようになった」、「夫婦関係が良くなった」などのお客様の声が寄せられており、そうしたお悩み解決に貢献している主力製品が「柿渋石鹸」です。マックスが「柿渋」を取り入れた石鹸作りに取り組んだのは2007年。ヒントは当社の奈良工場へ



の道中にある、柿の葉寿司屋さんでした。「柿の葉寿司」は、昔よく食した懐かしい食品だなぁ、「柿の葉」には抗菌効果があるなぁ、と思ったことをキッカケに調べてみると、化粧品原材料として「柿タンニン」が利用されている実績と高い効果があることを知り『柿渋石鹸』作りを始めました。デオドラントブームの現在、他にも「柿渋」を用いた製品を目にするようになりましたが、そうした商品の中には、ただ単に少量の「柿渋」を入れただけのものも多いのですが、当社の『柿渋石鹸』は、「足の臭いはイソ吉草酸」、「汗の臭いは酢酸」、「加齢臭はノネラル」といった具合に、それぞれの臭いの原因物質をしっかりと捉え、柿タンニンを何パーセント入れれば、どのような効果効果があるのかといった基礎研究に基づき製造した良質かつ秀逸な商品なのです。

#### 【肌トラブルを解決する商品のご提供】

2番目の「肌トラブルを解決する商品」は、「無添加石鹸」や「オーガニック石鹸（有機素材や自然素材製法の商品）」など、肌に刺激を与えない、肌にやさしいシリーズに加えて、肌トラブルの予防（医薬部外品）として今年から新商品『素あわ』が登場しました。この商品は、代表の私自身が克服した長年の闘病生活の経験を踏まえて誕生しました。高齢化社会の問題として、病気とどう上手く付き合っていくかが課題といえる時代の中で、治療や薬によって生じる皮膚の障害への対処として、大いに期待できる商品です。事前のモニター調査においては、アトピーの方も多数おられ、「どないしてくれんねん！以前よりひどくなったやろ！」（大阪のオバチャン風です(笑)）とおっしゃる方が、もしかすると一人や二人はいらっしゃるのではないだろうかとの一抹の不安を抱いていたのですが、そのようなクレームは一切なく、皆様から賞賛戴いた結果から、私自身が改めて「この商品はホンマものなんや！」と感動しました。

#### ■徹底した品質へのこだわり

マックスの品質へのこだわりは徹底しています。『柿渋石鹸』作りでは、先に述べた臭いの原因物質や定量的な効果効果をつめたモノ作りを行うと共に、自社通販ブランド「柿のさち」では原材料へのこだわりも同業他社とは一線を画しており、品質ならびにトレーサビリティ（※注）の追求のため、3年に渡る交渉を経て、島根県東出雲町畑地区のエコファーマー指定農家（農林水産省の指定水準を満たした農家）との契約を結び、「マルハタの干し柿」として有名なブランド柿を原材料として用いています。このように、柿渋のトレーサビリティを明確にして製造・販売しているのは、国内ではマックスの商品だけなのです。ちなみに、この生産農家で収穫され加工された「干し柿」は、今年の5月から10月までイタリアで開催されているミラノ国際博覧会にも出品されており、1個650円という高級な食品として、一般財団法人食品産業センター「本場の本

物」に認定されています。また、肌に優しい『オーガニック洗顔ソープ』作りにおいては、英国土壤学会の認証を得ている原材料を輸入しており、「エッセンシャルオイル」作りについても、エコサートというオーガニック認定機関で作られたエッセンシャルオイルを摂り入れ、日本人好みにブレンドし製造しています。さらに、原材料へのこだわりは、昨年、小さいながらも完全無農薬の農場「マックスナチュラルファーム」を購入し、サボン草、ウスベニアオイ、ドクダミとレモングラスといった植物を植え、商品に添加するといった取り組みにも及んでいます。

こうした、モノ作りに対する「品質へのこだわり」には、「マックスの商品」は「ホンマもの」なんだなぁとお客様に実感して戴きたい、「いい商品を作り」、「きちんとお客様に理解して戴き」、「買ってもらって使ってもらい」、「ホンマに良かったわあ！」と思って戴けるようにとの、私自身と全従業員の熱い思いが込められています。

※注「トレーサビリティ」

農産物・食品・医薬品・工業製品などの商品やその原材料・部品などを個別に識別し、生産から加工・流通・販売・廃棄までの過程を明確に記録することによって、商品からさかのぼって履歴情報を確認できるようにすること。

#### ■ネットショップオープン

マックスでは、『柿渋石鹸』の商品群である『柿のさちシリーズ』に関するWEBサイトを8月3日に立ち上げました！今回の記事に掲載した、品質へのこだわりに関する情報発信を含め、『柿のさちシリーズ』の様々な商品が展示されたネットショップもオープンしておりますので、是非このWEBサイトをご覧ください。当社の製品をお求めの上、「ホンモノ」の良さをご自身で体感・実感戴き、同サイトの冒頭に掲げておりますように、当社の「同志」になって戴きたいと思っております！

WEBサイトのアドレスは「kakinosachi.com」です。皆様のふるってのアクセスとご利用をお待ちしております！

お客様に喜んで頂ける物を研究し続ける」という理念が100年企業を作り上げたと感じます。弊所も「顧客満足No.1企業」を目指します！



3つの輪は、「三方善」をイメージしています。  
弊所、お客様、それぞれの関わる人々。  
三方の善いところが少しずつ関わって一つになり、  
社会に貢献できる力となって、  
喜びが広がっていくことを祈念しています。



社会保険労務士法人

# 大手前総合労務管理事務所

<http://ootemae.co.jp>

〒540-0037大阪市中央区内平野町2丁目1番9号シゲナスビル5階  
TEL 06-6947-0280 FAX 06-6910-2398 E-mail info@ootemae.co.jp